

研究不正行為の申立てに係る調査報告書（概要）

九州大学

1. 経緯・概要

（1）発覚の時期及び契機

令和5年8月9日 受付窓口の研究倫理に反する行為（研究不正）の申立て
令和5年8月30日 事案の内容が明示され、不正とする科学的な合理性のある理由が示されているため、申立てを受理

（2）申立内容（不正行為の種別・様態等）

- ・不正行為の態様：被申立者が執筆した論文1編について、申立者が執筆した論文から文章を盗用しているというもの。
- ・不正行為の疑いの概要：
 - 1）被申立者の論文に記載された主要参考文献からの適切な引用が行われていないこと
 - 2）被申立者の論文と申立者の論文の中に文章がよく似ている箇所等が見受けられ、盗用の可能性が否定できないこと

（3）被申立者

九州大学大学院地球社会統合科学府 非常勤講師

（4）不正行為の疑いがある箇所とその疑いの概要

論文全体で20ページのうちの4ページ分、4箇所で盗用の疑いがあるとの指摘

2. 調査

2-1. 調査体制

学外者を含む研究不正調査部会による本調査を実施。調査結果を受けて、九州大学適正な研究活動推進委員会において本事案について認定に関する審議を行った。

2-2. 調査内容

（1）調査期間

令和5年11月2日（木） ～ 令和6年4月26日（金）

（2）調査方法・手順

- ・ 申立内容の確認、予備調査結果の確認、本調査の方針
- ・ 論点整理（本事案が不正であるか否か、判断を分けるポイントはどこか。そのためには何を明らかにする必要があるか、等を議論）
- ・ 調査対象論文と盗用された疑いのある引用元と思われる論文との比較分析
- ・ 調査対象論文の発行元への情報提供依頼
- ・ 調査対象者からの聞き取り（ヒアリング）調査 等

(3) 調査部会等の開催日時・内容

- | | |
|------------|---|
| 令和5年11月2日 | 第1回調査部会
・申立内容・予備調査結果の確認、本調査の方針等 |
| 令和5年12月26日 | 第2回調査部会
・被申立者からヒアリング調査、ヒアリングを踏まえた意見交換 |
| 令和6年4月12日～ | 第3回調査部会（書面回議） |
| 令和6年4月18日 | ・報告書案の審議、取りまとめ |
| 令和6年4月26日 | 適正な研究活動推進委員会
・調査部会からの調査結果報告を受けての本事案の認定 |

3. 調査結果

(1) 認定した不正行為の種別

「国立大学法人九州大学の適正な研究活動に関する規程」（以下「九大研究活動規程」という。）における不正行為「盗用」に該当すると認定した。

(2) 不正行為に関与した者として認定した研究者

九州大学大学院地球社会統合科学府 非常勤講師

(3) 不正行為の内容と結論

論文全体で20ページのうちの4ページ分、4箇所盗用の疑いがあるとの指摘を踏まえ調査を行った結果、4箇所いずれにおいても盗用があったと結論付けた。

4. 本学が行った措置

○ 論文取下げ勧告

被申立論文において、九大研究活動規程第2条第2項ハで定義する「盗用」があったと認定されたことに伴い、同規程第25条第2項の規定に基づき、本学総長から被申立者に対し被申立論文の取下げ勧告を行った。

○ 関係機関への通知

本学以外に非常勤講師として契約している研究機関に対し、同規程第18条第9項の規定に基づき、本学総長から認定結果を通知した。また、被申立論文の掲載機関に対し、同規程第18条第11項の規定に基づき、本学総長から認定結果を通知した。

○ 就業通則等に基づく処分

本学就業通則、職員懲戒等規程及び職員懲戒処分の指針に基づき、必要な措置を講ずる。

5. 不正行為の発生要因と再発防止策

(1) 発生要因

盗用に関して、悪意は認められないものの、被申立者による不注意が理由で発生したものと考えられ、適切な引用表記を行うという研究倫理の遵守に欠けていたことが、今回の不正行為の要因と考えられる。

(2) 再発防止策

発生要因で示した「研究倫理を遵守するという意識の欠如」に関し、本学では教職員を対象とした研究倫理教育を e-learning 形式で実施しているところであるが、非常勤講師は教育を担当させるために雇用した者であり、本学での研究の実施については職務に含めていないことから、これまで研究倫理教育の対象者としていなかった。

このことから、今後は非常勤講師であっても職務外で研究活動を行う場合には研究倫理教育の対象者とし、他の教職員と同様、e-learning 形式での受講を義務付ける。

併せて、部局長等に対しあらためて「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」及び本学の関係規程について、周知徹底を図る。